**障害者活躍推進計画**

**更　別　村**

（令和２年３月作成）

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 更別村 |
| 任命権者 | 更別村長 |
| 計画期間 | 令和２年４月１日～令和７年３月31日（５年間） |
| 障害者雇用に関する課題 | 更別村においては、令和元年度の法定雇用率2.5％に対して、1.11％となっており法定雇用率を満たしていない。一般職常勤職員においては、職員定数が上限人数に達しており、障害者雇用による早急な解消は出来ないが、新規採用する際には、障害者の雇用に努める。また、令和２年度より施行される会計年度任用職員による障害者雇用を積極的に行い、個々が活躍出来る仕事の創出と、支えるサポート体制を整備していく事が重要である。 |
| **目　　標** |
| ①採用に関する目標 | 【実雇用率】（各年６月１日時点）（各年度）当該年６月１日時点の法定雇用率以上（参　 考）令和元年６月１日時点の実雇用率：1.11％（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。 |
| ➁定着に関する目標 | 不本意な離職者を極力生じさせないようにするため、総務課に相談窓口を設け働きやすい職場環境に努める。（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。 |
| ③キャリア形成に関　する目標 | 〇一般職常勤職員においては、人事評価制度を活用し、新たな仕事に取り組むなどキャリアアップを図っていく。〇一般職非常勤職員においては、毎年度、仕事のやりがいや個々の希望を確認し、次年度以降において、仕事内容の見直し、勤務時間数・勤務日数の増加などを図り、個々のキャリアアップへと繋げる。 |
| **取組内容** |
| **１．障害者の活躍を推進する体制整備** |
| （１）組織面 | ○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。（令和元年10月１日選任）○庁内で組織する連絡会議において、障害者が活躍出来る仕事づくりや環境づくりについて協議し、サポート体制においても構築していく。 |
| （２）人材面 | ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 |
| **２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出** |
|  | 庁内で組織する連絡会議において、障害者が活躍出来る職務の選定及び創出に努めるとともに他の任命権者とも連携のうえ取り組む。 |
| **３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理** |
| （１）職務環境 | ○新規に採用した障害者については定期的に面談し、必要な配慮等を把握のうえ、継続的に必要な措置を講ずる。 |
| （２）募集・採用 | ○働きたい意思のある障害者の方に、希望する仕事内容などを調査確認し、可能な限り希望に沿った仕事の創出を行いつつ、採用を推進する。○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を　設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期　間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。 |
| （３）働　き　方 | 会計年度任用職員を活用し、障害者雇用を進めることで、障害者の方に合わせた多様な勤務時間、日数で働ける環境づくりを目指す。 |
| （４）キャリア形成 | 本人の意向を踏まえ、仕事内容の見直し、拡大などを図っていく。 |
| （５）その他の人事管　　　理 | ○障害者の方への随時面談を行い、状況把握や体調配慮に努める。○職場内研修を行うなど、障害者の方への知識を深め、働きやすい環境づくりに努める。 |
| **４．そ の 他** |
|  | ○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・制作した物品の販売の促進に対する活動に協力する。○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |